

要 旨

戸田市立郷土博物館戸田市アーカイブズ・センターは、戸田市アーカイブズ・センター規程第2条に基づき戸田市の歴史に関する文書とその他の史料の収集、保存及び管理を行うとともに、これらの活用を図るため、戸田市立郷土博物館に属する施設として設置され業務を行っている。戸田市の歴史に関する文書とその他史料の中に歴史的公文書も含まれ、筆者は歴史的公文書等の資料整理、保存管理、閲覧対応及び現用文書所管課である総務部行政管理課との連絡係を主に担当している。歴史的公文書に関する業務を行う中で、戸田市の歴史的公文書目録には次の2点の課題があると考えた。

第1に、未整理の歴史的公文書には、選別時のリストや目録が存在しない場合があり、文書の特定が難しいという点である。第2に、選別時のリストや目録が存在する歴史的公文書であっても、現状の目録項目では文書の特定までに至らない、また特定までに時間を要しているという点である。

本研究では、現在の業務内で実現可能な検討を進めるため、目録の段階的な拡充を図る目標設定を行い、次の2点を挙げた。第1は、必要最低限の項目からなる簡易的な「管理リスト」を作成し目録の代用とすることで、全ての歴史的公文書を管理、提供に対応できる状態を早急に確立することである。第2は、業務上必要な項目及び、国際標準と公文書管理法制を考慮に入れた項目を備え作業効率を優先した、最小限の項目からなる「歴史的公文書目録」を作成することである。

以上2点を課題とし次のようにまとめた。1点目は、未整理で選別時のリストや目録が存在しない歴史的公文書の新たなリストである「管理リスト」の作成について検討及び試行を行い必要最小限の項目及び必要な作業時間を提示し、優先的に作業することが実施可能であることを示した。2点目は、作業効率を優先し段階的な目録の拡充を考慮に入れ、最小項目かつ国際基準、公文書管理法制を踏まえた業務上必要な項目を備えた新たな目録を提案した。

今後の課題については、電子決裁文書の目録作成である。令和4(2022)年現在、戸田市の電子決裁文書は全量を保存する状態にとどまっている。今後本研究で提案した紙媒体の段階的なリスト作成と歴史的公文書の目録をベースとした、電子決裁文書の「管理リスト」及び「歴史的公文書目録」を作成し歴史的公文書を一体的に管理できる枠組みを構築したい。その際に、電子文書特有の目録項目についても検討したいと考える。